

議案第32号

令和元年度さぬき市一般会計補正予算（第6号）について

令和元年度さぬき市一般会計補正予算（第6号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

令和元年度さぬき市一般会計補正予算 (第 6 号)

第1表	歳入歳出予算補正
第2表	繰越明許費
第3表	地方債補正

香川県さぬき市

令和元年度さぬき市一般会計補正予算（第6号）

令和元年度さぬき市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ584,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,074,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 市 税		5,308,375	78,764	5,387,139
	5. 市 民 税	2,441,467	94,000	2,535,467
	15. 軽 自 動 車 税	180,336	△2,236	178,100
	20. 市 た ば こ 税	288,000	△13,000	275,000
10. 地 方 譲 与 税		217,600	1,612	219,212
	20. 森 林 環 境 譲 与 税	4,600	1,612	6,212
33. 地 方 特 例 交 付 金		57,868	17,442	75,310
	5. 地 方 特 例 交 付 金	17,000	17,442	34,442
35. 地 方 交 付 税		7,800,000	711,517	8,511,517
	5. 地 方 交 付 税	7,800,000	711,517	8,511,517
45. 分 担 金 及 び 負 担 金		346,055	△8,141	337,914
	5. 分 担 金	4,368	△1,856	2,512
	10. 負 担 金	341,687	△6,285	335,402
55. 国 庫 支 出 金		2,386,040	△118,061	2,267,979
	5. 国 庫 負 担 金	1,875,281	△30,377	1,844,904
	10. 国 庫 補 助 金	500,275	△87,684	412,591
60. 県 支 出 金		1,548,341	△15,623	1,532,718
	5. 県 負 担 金	870,801	△8,658	862,143
	10. 県 補 助 金	515,006	10,098	525,104
	15. 県 委 託 金	162,534	△17,063	145,471
65. 財 産 収 入		95,829	87,511	183,340
	5. 財 産 運 用 収 入	58,829	87,511	146,340
70. 寄 附 金		220,000	△80,000	140,000
	5. 寄 附 金	220,000	△80,000	140,000
75. 繰 入 金		2,353,402	△1,319,618	1,033,784
	10. 基 金 繰 入 金	2,352,051	△1,319,618	1,032,433

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
80. 繰越金		529,149	267,083	796,232
	5. 繰越金	529,149	267,083	796,232
85. 諸収入		915,272	3,854	919,126
	25. 雑収入	239,942	3,854	243,796
90. 市債		2,498,900	△210,340	2,288,560
	5. 市債	2,498,900	△210,340	2,288,560
歳入	合計	25,658,700	△584,000	25,074,700

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5. 議 会 費		231,297	△342	230,955
	5. 議 会 費	231,297	△342	230,955
10. 総 務 費		3,694,186	△224,928	3,469,258
	5. 総 務 管 理 費	3,167,766	△199,285	2,968,481
	10. 徴 税 費	277,170	△3,782	273,388
	15. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	124,601	3,470	128,071
	20. 選 挙 費	95,529	△25,331	70,198
15. 民 生 費		7,387,293	△173,829	7,213,464
	5. 社 会 福 祉 費	4,057,464	△135,826	3,921,638
	10. 児 童 福 祉 費	2,800,855	△103,530	2,697,325
	15. 生 活 保 護 費	528,974	65,527	594,501
20. 衛 生 費		2,345,189	△89,092	2,256,097
	5. 保 健 衛 生 費	1,015,484	△75,791	939,693
	10. 清 掃 費	660,938	△6,462	654,476
	20. 病 院 費	584,139	△6,839	577,300
30. 農 林 水 産 業 費		908,747	△9,955	898,792
	5. 農 業 費	670,908	△1,115	669,793
	10. 林 業 費	69,972	160	70,132
	15. 水 産 業 費	167,867	△9,000	158,867
35. 商 工 費		702,904	△64,912	637,992
	5. 商 工 費	702,904	△64,912	637,992
40. 土 木 費		2,640,097	△95,404	2,544,693
	5. 土 木 管 理 費	180,162	△21,448	158,714
	10. 道 路 橋 梁 費	660,696	△30,389	630,307
	15. 河 川 費	136,688	△10,470	126,218
	20. 港 湾 費	20,518	△1,157	19,361

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	25. 都市計画費	1,569,195	△24,540	1,544,655
	30. 住宅費	72,838	△7,400	65,438
45. 消防費		822,577	△2,474	820,103
	5. 消防費	822,577	△2,474	820,103
50. 教育費		1,972,181	△44,659	1,927,522
	5. 教育総務費	539,434	△38,017	501,417
	10. 小学校費	155,245	△595	154,650
	15. 中学校費	98,334	22,934	121,268
	20. 幼稚園費	308,327	△11,883	296,444
	30. 社会教育費	353,537	△4,084	349,453
	35. 保健体育費	517,304	△13,014	504,290
60. 公債費		3,667,077	△92,128	3,574,949
	5. 公債費	3,667,077	△92,128	3,574,949
65. 諸支出金		1,175,049	213,723	1,388,772
	5. 基金費	660,049	213,723	873,772
歳出	合計	25,658,700	△584,000	25,074,700

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
10 総務費	5 総務管理費	旧長尾支所解体事業	1,628
		国土強靱化地域計画作成事業	6,674
		洪水ハザードマップ作成事業	11,000
		防災行政無線整備事業	328,620
15 民生費	5 社会福祉費	臨時福祉商品券事業	10,230
20 衛生費	15 上水道費	香川県広域水道企業団出資金	56,517
30 農林水産業費	5 農業費	ため池ハザードマップ支援事業	79,500
		小規模ため池防災対策特別事業	2,006
		土地改良区事業補助金	831
		県営中山間地域総合整備事業負担金	1,785
		県営農村地域防災減災事業負担金	18,501
		県営経営体育成基盤整備事業負担金	4,693
	10 林業費	林道矢筈太郎兵衛線法面改良事業	21,600
15 水産業費	脇元漁港海岸保全施設整備事業	36,908	

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
35 商工費	5 商工費	下所運動場整備事業	55,732
		グリーンヒル大串等施設除却事業	68,000
		長尾寺周辺公衆トイレ整備事業	24,111
40 土木費	5 土木管理費	県施行道路事業負担金	25,500
		県施行港湾事業負担金	7,853
	10 道路橋梁費	橋梁長寿命化修繕事業	70,000
		市道大橋寺町線道路改良事業	158,187
	15 河川費	汐田雨水排水ポンプ場改良事業	37,703
	25 都市計画費	津田の松原サービスエリア周辺整備事業	3,027
		J R 造田駅前施設整備事業	22,449
45 消防費	5 消防費	鴨部分団屯所整備事業	22,430
		消防自動車購入事業	21,329
50 教育費	15 中学校費	長尾中学校外壁改修事業	27,250
合 計			1,124,064

第 3 表 地 方 債 補 正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
庁舎施設整備事業	599,700	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	499,500	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
農業施設整備事業	88,400				57,200			
漁港施設整備事業	27,600				23,100			
道路橋梁整備事業	377,100				376,100			
河川整備事業	90,400				87,800			
住宅整備事業	24,500				20,500			
港湾整備事業	16,600				9,400			
都市計画施設整備事業	39,200				32,200			
海岸整備事業	1,000				300			
消防施設整備事業	60,300				58,900			
中学校整備事業	0				17,800			
臨時財政対策債	700,000				631,660			
合 計	2,498,900							

議案第33号

令和元年度さぬき市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
について

令和元年度さぬき市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

令和元年度さぬき市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号)

第1表 歳入歳出予算補正

香川県さぬき市

令和元年度さぬき市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和元年度さぬき市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ113,087千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,663,495千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月27日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 国民健康保険税		973,672	△47,684	925,988
	5. 国民健康保険税	973,672	△47,684	925,988
17. 県支出金		4,345,528	△73,541	4,271,987
	10. 県補助金	4,345,527	△73,541	4,271,986
40. 繰入金		415,852	△19,735	396,117
	5. 繰入金	389,416	6,701	396,117
	10. 基金繰入金	26,436	△26,436	0
45. 繰越金		20,000	30,409	50,409
	5. 繰越金	20,000	30,409	50,409
50. 諸収入		17,201	△2,536	14,665
	5. 延滞金加算金及び過料	11,538	△2,536	9,002
歳入	合計	5,776,582	△113,087	5,663,495

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 総務費		43,756	△872	42,884
	5. 総務管理費	31,294	△770	30,524
	10. 徴税費	12,260	△102	12,158
10. 保険給付費		4,255,671	△70,000	4,185,671
	5. 療養諸費	3,699,083	△70,000	3,629,083
18. 国民健康保険事業費納付金		1,356,784	△32,201	1,324,583
	5. 医療給付費分	957,567	△19,839	937,728
	10. 後期高齢者支援金等分	296,610	△3,379	293,231
	15. 介護納付金分	102,607	△8,983	93,624
25. 保健事業費		71,812	△10,434	61,378
	10. 特定健康診査等事業費	56,793	△10,434	46,359
35. 諸支出金		17,720	420	18,140
	15. 直診勘定繰出金	8,913	420	9,333
歳出	合計	5,776,582	△113,087	5,663,495

議案第34号

令和元年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
について

令和元年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

令和元年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第1号)

第1表 歳入歳出予算補正

香川県さぬき市

令和元年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、「平成31年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計予算」は、当年度全体を通じて「令和元年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計予算」とする。

令和元年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,495千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ754,495千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 後期高齢者医療保険料		535,375	3,843	539,218
	5. 後期高齢者医療保険料	535,375	3,843	539,218
15. 繰入金		212,070	1,652	213,722
	5. 一般会計繰入金	212,070	1,652	213,722
歳入	合計	749,000	5,495	754,495

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
10. 後期高齢者医療広域連合納付金		740,097	5,495	745,592
	5. 後期高齢者医療広域連合納付金	740,097	5,495	745,592
歳 出	合 計	749,000	5,495	754,495

議案第35号

令和元年度さぬき市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
について

令和元年度さぬき市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

令和元年度さぬき市介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)

第1表 歳入歳出予算補正

香川県さぬき市

令和元年度さぬき市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度さぬき市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51,072千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,930,718千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 保 険 料		1,280,893	△25,984	1,254,909
	5. 介 護 保 険 料	1,280,893	△25,984	1,254,909
15. 国 庫 支 出 金		1,406,974	△1,357	1,405,617
	5. 国 庫 負 担 金	1,012,360	△2,725	1,009,635
	10. 国 庫 補 助 金	394,614	1,368	395,982
20. 支 払 基 金 交 付 金		1,541,848	△4,466	1,537,382
	5. 支 払 基 金 交 付 金	1,541,848	△4,466	1,537,382
25. 県 支 出 金		814,030	△3,280	810,750
	5. 県 負 担 金	779,803	△3,775	776,028
	10. 県 補 助 金	34,227	495	34,722
35. 繰 入 金		801,989	20,332	822,321
	5. 一 般 会 計 繰 入 金	801,989	20,332	822,321
40. 繰 越 金		30,282	65,827	96,109
	5. 繰 越 金	30,282	65,827	96,109
歳 入	合 計	5,879,646	51,072	5,930,718

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 総務費		70,329	△2,585	67,744
	5. 総務管理費	12,778	-	12,778
	15. 介護認定審査会費	55,682	△2,585	53,097
10. 保険給付費		5,514,347	△20,000	5,494,347
	5. 介護サービス等諸費	5,514,347	△20,000	5,494,347
12. 地域支援事業費		251,950	1,569	253,519
	10. 包括的支援事業等費	52,626	△1,891	50,735
	15. 介護予防・生活支援サービス事業費	164,422	1,224	165,646
	20. 一般介護予防事業費	34,902	2,236	37,138
20. 基金積立金		12,069	72,088	84,157
	5. 基金積立金	12,069	72,088	84,157
歳出合計		5,879,646	51,072	5,930,718

議案第36号

令和元年度さぬき市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
について

令和元年度さぬき市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

令和元年度さぬき市介護サービス事業特別会計補正予算 (第2号)

第1表 歳入歳出予算補正

香川県さぬき市

令和元年度さぬき市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度さぬき市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,387千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,163千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 繰越金		8,042	△4,387	3,655
	5. 繰越金	8,042	△4,387	3,655
歳入	合計	30,550	△4,387	26,163

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 事業費		29,250	△4,387	24,863
	5. 介護予防支援事業費	29,250	△4,387	24,863
歳出	合計	30,550	△4,387	26,163

議案第37号

令和元年度さぬき市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
について

令和元年度さぬき市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

令和元年度さぬき市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)

第1表 歳入歳出予算補正

第2表 地方債補正

香川県さぬき市

令和元年度さぬき市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、「平成31年度さぬき市公共下水道事業特別会計予算」は、当年度全体を通じて「令和元年度さぬき市公共下水道事業特別会計予算」とする。

令和元年度さぬき市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ74,500千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,895,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

令和2年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 分担金及び負担金		20,356	△11,900	8,456
	5. 負担金	20,356	△11,900	8,456
10. 使用料及び手数料		345,791	△8,278	337,513
	5. 使用料	345,791	△8,278	337,513
15. 国庫支出金		28,300	5,500	33,800
	5. 国庫補助金	28,300	5,500	33,800
20. 県支出金		9,500	△9,500	0
	5. 県補助金	9,500	△9,500	0
30. 繰入金		1,426,000	△7,000	1,419,000
	5. 一般会計繰入金	1,426,000	△7,000	1,419,000
35. 繰越金		1,500	1,278	2,778
	5. 繰越金	1,500	1,278	2,778
45. 市債		138,400	△44,600	93,800
	5. 市債	138,400	△44,600	93,800
歳入	合計	1,970,000	△74,500	1,895,500

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5. 事 業 費		701,180	△69,700	631,480
	5. 下 水 道 費	701,180	△69,700	631,480
10. 公 債 費		1,267,320	△4,800	1,262,520
	5. 公 債 費	1,267,320	△4,800	1,262,520
歳 出	合 計	1,970,000	△74,500	1,895,500

第 2 表 地 方 債 補 正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
下 水 道 整 備 事 業	138,400	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	93,800	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
合 計	138,400				93,800			

議案第38号

令和元年度さぬき市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
について

令和元年度さぬき市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

令和元年度さぬき市農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 1 号)

第1表 歳入歳出予算補正

香川県さぬき市

令和元年度さぬき市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、「平成31年度さぬき市農業集落排水事業特別会計予算」は、当年度全体を通じて「令和元年度さぬき市農業集落排水事業特別会計予算」とする。

令和元年度さぬき市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,600千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 使用料及び手数料		15,678	△1,928	13,750
	5. 使用料	15,678	△1,928	13,750
25. 繰越金		500	328	828
	5. 繰越金	500	328	828
歳入	合計	66,500	△1,600	64,900

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5. 事 業 費		42,511	△1,600	40,911
	5. 農 業 集 落 排 水 費	42,511	△1,600	40,911
歳 出	合 計	66,500	△1,600	64,900

議案第39号

令和元年度さぬき市津田診療所事業特別会計補正予算（第1号）
について

令和元年度さぬき市津田診療所事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

令和元年度さぬき市津田診療所事業特別会計補正予算
(第 1 号)

第1表 歳入歳出予算補正

香川県さぬき市

令和元年度さぬき市津田診療所事業特別会計補正予算（第1号）

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、「平成31年度さぬき市津田診療所事業特別会計予算」は、当年度全体を通じて「令和元年度さぬき市津田診療所事業特別会計予算」とする。

令和元年度さぬき市津田診療所事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,740千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108,260千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 診療報酬		106,992	△1,740	105,252
	5. 外来報酬	106,992	△1,740	105,252
歳入	合計	110,000	△1,740	108,260

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 総務費		77,728	△1,740	75,988
	5. 施設管理費	77,728	△1,740	75,988
歳出	合計	110,000	△1,740	108,260

議案第40号

令和元年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計補正予算（第1号）
について

令和元年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

令和元年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計補正予算 (第1号)

第1表 歳入歳出予算補正

第2表 繰越明許費

香川県さぬき市

令和元年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計補正予算（第1号）

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、「平成31年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計予算」は、当年度全体を通じて「令和元年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計予算」とする。

令和元年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ183,730千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ279,270千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算額の内額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和2年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 財産収入		356,000	△143,384	212,616
	10. 財産売却収入	356,000	△143,384	212,616
10. 繰入金		104,950	△40,346	64,604
	5. 一般会計繰入金	104,950	△40,346	64,604
歳入	合計	463,000	△183,730	279,270

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 事業費		462,300	△183,730	278,570
	5. 事業費	462,300	△183,730	278,570
歳出	合計	463,000	△183,730	279,270

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
5 事業費	5 事業費	臨時福祉商品券事業	10,150

議案第41号

令和元年度さぬき市病院事業会計補正予算（第3号）について

令和元年度さぬき市病院事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

令和元年度

さぬき市病院事業会計補正予算(第3号)

香川県さぬき市

令和元年度さぬき市病院事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和元年度さぬき市病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和元年度さぬき市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（区 分）	（事 業）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
1 業務量	病院事業			
	（3）患者数	185,453人	△20,591人	164,862人
	ア 入院患者数	54,413人	△4,705人	49,708人
	（1日平均）	148.7人	△12.9人	135.8人
	イ 外来患者数	131,040人	△15,886人	115,154人
	（1日平均）	546.0人	△66.2人	479.8人
3 職員計画	損益勘定所属職員	296人	△12人	284人

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			

第1款 病院事業収益	4,835,177 千円	△265,521 千円	4,569,656 千円
第1項 医業収益	4,273,553 千円	△257,047 千円	4,016,506 千円
第2項 医業外収益	561,594 千円	△8,474 千円	553,120 千円
支 出			
第1款 病院事業費用	4,990,235 千円	△161,197 千円	4,829,038 千円
第1項 医業費用	4,847,066 千円	△193,814 千円	4,653,252 千円
第2項 医業外費用	142,639 千円	8,764 千円	151,403 千円
第3項 特別損失	30 千円	23,853 千円	23,883 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第7条中「2,907,854千円」を「2,769,206千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第5条 予算第8条で定めた他会計からの補助金を次のとおり補正する。

(摘 要)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(3) 第二種感染症指定医療機関運営費補助金	1,045 千円	△460 千円	585 千円
(4) 国民健康保険保健事業助成金	6,000 千円	420 千円	6,420 千円
(5) 新人看護職員研修事業補助金	388 千円	107 千円	495 千円
(6) 産科医等確保支援事業補助金	2,200 千円	△1,894 千円	306 千円
(7) 香川県病院内保育所運営費補助金	3,865 千円	192 千円	4,057 千円

(たな卸資産購入限度額)

第6条 予算第9条中「497,040千円」を「587,301千円」に改める。

令和2年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

令和元年度さぬき市病院事業会計予算実施計画

収益的収入及び収入

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 病院事業収益			4,835,177	△ 265,521	4,569,656	
	1. 医 業 収 益		4,273,553	△ 257,047	4,016,506	
		1. 入 院 収 益	2,301,360	△ 207,876	2,093,484	
		2. 外 来 収 益	1,580,153	△ 29,865	1,550,288	
		3. その他医業収益	392,040	△ 19,306	372,734	
	2. 医 業 外 収 益		561,594	△ 8,474	553,120	
		2. 他 会 計 補 助 金	287,995	△ 8,310	279,685	
		3. 補 助 金	5,298	△ 161	5,137	
		4. 負 担 金 交 付 金	110,671	△ 3	110,668	

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 病院事業費用			4,990,235	△ 161,197	4,829,038	
	1. 医 業 費 用		4,847,066	△ 193,814	4,653,252	
		1. 給 与 費	2,907,854	△ 138,648	2,769,206	
		2. 材 料 費	912,940	63,107	976,047	
		3. 経 費	697,908	△ 68,832	629,076	
		4. 減 価 償 却 費	248,496	△ 1,959	246,537	
		5. 資 産 減 耗 費	25,023	△ 23,270	1,753	
		6. 研 究 研 修 費	54,845	△ 24,212	30,633	
	2. 医 業 外 費 用		142,639	8,764	151,403	
		4. 消費税及び地方 消費税関係雑支出	86,496	10,069	96,565	
		5. 消費税及び 地方消費税	13,485	△ 1,305	12,180	
	3. 特 別 損 失		30	23,853	23,883	
		3. その他特別損失	10	23,853	23,863	